



「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」  
で挨拶をする自見大臣 (12 月 6 日)



「金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプラン」に関するヒアリングで挨拶をする  
東副大臣 (12 月 15 日)

## 目次

【フォトギャラリー】 .....	2
<b>【特集】</b>	
○ 本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア 地域等への進出支援体制の整備・強化について .....	4
<b>【トピックス】</b>	
○ 総合的な取引所検討チーム中間整理について .....	5
○ 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(最終版)の公表 について .....	5
○ 中小企業金融円滑化法の期限の延長等について .....	7
○ 「公正な市場の確立に向けて～『市場の番人』としての今後の取組み～」 .....	9
<b>【お知らせ】</b> .....	12
<b>【金融ここが聞きたい!】</b> .....	15
<b>【12月の報道発表】</b> .....	16
<b>【12月のアクセス数の多いページ】</b> .....	19

## 【フォトギャラリー】

### 「第4回開示制度ワーキング・グループ」会合

※ 12月17日（金）、第4回開示制度ワーキング・グループ（黒沼悦郎早稲田大学大学院法務研究科教授座長）が開催され、英文開示の範囲拡大について取りまとめられ、東副大臣に報告書が手交されました。

詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融庁・開示制度ワーキング・グループ報告」～英文開示の範囲拡大について～](#)の公表について（平成22年12月17日）にアクセスしてください。



報告書の手交をおこなう黒沼悦郎早稲田大学大学院法務研究科教授（左）と東副大臣（右）

### 「ヤミ金融被害防止」合同キャンペーン

※ 12月6日（月）、東京都主催のヤミ金融被害防止合同キャンペーンにおいて、その周知のための活動の一環として、新宿駅西口前の広場で広報活動が行なわれました。  
当庁からも和田大臣政務官が参加し、街頭でキャンペーングッズを配布しました。





警視庁のマスコットピーボくんとヤミ金撲滅訴える和田大臣政務官（中央）



街頭でキャンペーングッズを配る和田大臣政務官

## 「ストップ！クレジットカード現金化」キャンペーン

※ 12月22日（水）消費者庁主催の「ストップ！クレジットカード現金化」キャンペーンの周知活動の一環として、新橋駅日比谷口S L広場前でキャンペーングッズの配布を行ないました。この街頭活動には、当庁からも和田大臣政務官が参加しました。



街頭でキャンペーングッズを配る和田大臣政務官

### 【特集】

## 本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による 中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について

平成22年12月21日、金融庁・財務省・経済産業省の連携の下、特にアジア地域等に拠点のない地域金融機関等が顧客企業の海外進出を支援する体制を整備・強化するための環境整備を図ることを決定致しました。

具体的には、公的機関である日本貿易振興機構（JETRO）、国際協力銀行（JBIC）と地域金融機関等の連携によって、アジア地域等に進出する中堅・中小企業に対して、1.情報提供・相談面、2.資金供与面での支援を行うこととしております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について」（平成22年12月27日）](#)にアクセスしてください。

## 【トピックス】

### 総合的な取引所検討チーム中間整理について

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設の推進」が 21 の「国家戦略プロジェクト」の一つとして位置付けられたことを受け、利用者・投資家、内外の市場関係者の利便やニーズに合致した形での規制のあり方等を検討すべく、平成 22 年 10 月 28 日に、金融庁・農林水産省・経済産業省の副大臣・大臣政務官をメンバーとする「総合的な取引所検討チーム」が発足しました。

検討チームは同年内に 6 回の会合を開催し、市場関係者、有識者等からの公開ヒアリングや意見交換を通じて検討を進め、同年 12 月 22 日、中間整理を取りまとめました。

この中間整理においては、総合的な取引所（証券・金融・商品）を実現するとの共通認識の下、平成 25 年の総合的な取引所の実現を目指して速やかに制度整備を実施することとし、関連する法案については遅くとも平成 24 年通常国会に提出できるよう、そのための準備を可及的速やかに進めることとしています。また、総合的な取引所実現のための論点として（1）取引所、（2）清算機関、（3）規制・監督、（4）税制、（5）更なる規制改革の 5 点を確認し、これらのうち、方向性が一致していないものについては、引き続き検討を進め結論を得ることとしています。

今後、民間事業者等との意見交換を行う場を設けて方針を固めることとしており、金融庁としては、我が国の取引所の中から国際競争力ある総合的な取引所が生まれるよう、規制・監督の一元化を軸とする様々な制度整備や施策の実施に努めていきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「総合的な取引所検討チーム中間整理について」（平成 22 年 12 月 24 日）](#) にアクセスしてください。

また上記中間整理や過去の議事概要等、検討チームの詳細については、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から [「総合的な取引所検討チーム」](#) にアクセスしてください。

### 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」 （最終版）の公表について

「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（最終版）の公表について

金融庁では、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に基づき、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」の策定に向けた作業に取り組み、昨年 12 月 7 日には中間案を公表した上で、同月 24 日、関係者からの御意見等を踏まえた、最終的なアクションプランを取りまとめました。

アクションプランにおいては、金融が、「新成長戦略」において期待されている 2 つの役割（1. 実体経済を支えること、2. 金融自身が成長産業として経済をリードすること）を十分に発揮するための環境を整備するため、金融庁が今後取り組む施策を取りまとめています。

概要は以下のとおりです。

## (1). 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

中小企業、新興企業からグローバルに活動する大企業まで、様々な資金需要者に対する、それぞれのニーズに応じた多様で円滑な資金供給の実現を促していきます。

### 1. 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給

- ・地域密着型金融の促進
- ・中堅・中小企業の実態に応じた会計基準・内部統制報告制度等の見直し
- ・コミットメントライン法の適用対象の拡大
- ・銀行・保険会社等の金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁
- ・経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し

### 2. 新興企業等に対する適切な成長資金の供給

- ・新興市場等の信頼性回復・活性化
- ・銀行・保険会社の投資専門子会社によるベンチャー企業等への劣後ローン等の解禁
- ・将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進
- ・日本銀行による成長基盤強化を支援するための資金供給の積極的利用の促進
- ・民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化

### 3. 機動的な資金供給等

- ・プロ向け社債発行・流通市場の整備
- ・開示制度・運用の見直し
- ・取引所における業績予想開示の在り方の検討、取引所の取組の促進
- ・四半期報告の大幅簡素化
- ・増資手法の一層の多様化を図る観点からライツ・オフアリング（注）が円滑に行われるための開示制度等を整備

（注）株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資方法

#### ・社債市場の活性化

- ・保険会社におけるグループ経営の円滑を図る制度整備（業務の代理・事務の代行に係る手続負担の軽減）

## (2). アジアと日本とをつなぐ金融

資金調達者・投資者にとって信頼できる利便性の高い金融資本市場をつくることにより、日本市場の魅力向上させ、アジアのメイン・マーケットたる日本市場を実現します。あわせて、我が国金融機関のアジア域内での活動の拡大を後押しします。

### 1. アジアの主たる市場（メイン・マーケット）たる日本市場の実現

- ・総合的な取引所（証券・金融・商品）創設を促す制度・施策
- ・外国企業等による英文開示の範囲拡大
- ・公認会計士試験・資格制度の見直し
- ・株式等のブロックトレードの円滑化
- ・公募増資に関連した不公正な取引への対応
- ・クロスボーダー取引に係る税制の見直し
- ・非居住者債券所得非課税制度（J-BIEM）の恒久化・拡充
- ・会計基準の国際的な収れん（コンバージェンス）への対応等
- ・国際的な金融規制改革への積極的な対応
- ・クロスボーダー取引に対する監視の強化

## 2. 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

- ・アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進
- ・金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化
- ・保険会社による海外不動産投資や外国保険会社買収等の障壁となる規制の見直し

### (3). 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

様々な主体に対して適切な投資機会を提供するため、それぞれの資産規模や知識に応じ、金融資産を安心して有効に活用し、適切なリスクを取り、リターンを得ることができる環境を整備します。

- ・不動産市場の活性化を図るための資産流動化スキームに係る規制の弾力化
- ・投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討
- ・プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
- ・保険会社における資産運用比率規制の撤廃
- ・証券の軽減税率の延長
- ・金融商品に係る損益通算範囲等の拡大
- ・店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化
- ・特定口座の利便性向上に向けた所要の措置
- ・金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施

アクションプランに掲げられた施策については、実施可能なものから順次速やかに実現していくこととし、本年の通常国会に一括化した法案を提出すべく準備を進めています。また、関連政府令の改正や監督指針の改訂等についても、可能な限り前倒しして行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」](#)（平成22年12月24日）にアクセスしてください。

## 中小企業金融円滑化法の期限の延長等について

平成21年12月に、金融機関に対し、中小企業者や住宅ローンの借り手の申込みがあった場合に、できる限り貸付条件の変更等を行う努力義務を課すこと等を内容とする中小企業金融円滑化法が施行されました。そして、この法律が施行されて以来、金融機関は、中小企業者等からの申込みに対し、9割を超える水準で貸付条件の変更等を実行しています。

こうした中、現在の状況をみると、

- ・中小企業の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、依然厳しく、先行きの不安感から、今後も、貸付条件の変更等に対する需要が一定程度あると考えられること、
- ・貸付条件の変更等に当たっては、実効性のある経営再建計画を策定・実行することが重要であり、金融機関が、貸付条件の変更等を行う間に、コンサルティング機能を十分発揮することにより、中小企業者の経営や返済能力の改善につながる、という流れを定着させることが重要であること、

から、以下のような措置を講じることとしました（平成22年12月14日公表）。

1. 中小企業金融円滑化法の期限を1年延長し、平成24年3月末までとする。
2. 金融機関によるコンサルティング機能の発揮を促進するための監督指針の改定等を行う。
3. これまでの法の実施状況に鑑み、金融機関の事務負担を軽減するため、金融機関の開示・報告資料の大幅な簡素化を図る。

なお、このうち、中小企業金融円滑化法の期限を延長するための改正法案については、[1月25日に閣議決定の上、国会に提出](#)されたところです。

金融庁としては、こうした措置を講じることにより、検査・監督を通じ、法の期限後も金融機関による適切な金融仲介機能の発揮が行われるような環境づくりを目指すとともに、中小企業者等の資金繰りに万全を期してまいります。

## 中小企業金融円滑化法の期限の延長等について

### これまでの取組み

いわゆる「リーマン・ショック」以降、金融の円滑化を図るため、中小企業金融円滑化法をはじめとする種々の施策を実施

### 今後の対応

#### 基本的な考え方

- 中小企業者等の業況・資金繰りは、改善しつつあるものの、依然厳しい。こうした中、先行きの不透明感から、今後、一定の貸付条件の変更等への需要があると考えられる。
- 一方で、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要。
- 中小企業金融円滑化法を機に、次の流れを定着させることが重要
  - ・金融機関が貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能を十分に発揮することで、
  - ・中小企業者の経営改善が着実に図られ、
  - ・中小企業者の返済能力の改善等につながる。

#### 具体的な対応

以下のような施策を通じ、同法の期限後も、金融機関による金融仲介機能が適切に発揮される環境の整備を目指すとともに、引き続き中小企業の資金繰りに万全を期す。

#### I. 中小企業金融円滑化法の1年延長

#### II. 金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進

- ・金融機関が経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生等に積極的に取り組むよう、果たすべき役割を具体化する方向で監督指針を改定
- ・法の実施状況に関する検査の一巡後、通常の検査において「金融円滑化編」に基づく検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施

#### III. 金融機関による開示・報告内容の見直し

- ・金融機関による開示・報告資料の大幅な簡素化（開示・報告に係る事務負担の軽減）

※詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」内の「[中小企業金融円滑化法の期限の延長等について](#)」、及び「[談話等](#)」内の「[金融担当大臣談話～中小企業金融円滑化法の期限の延長等について～](#)」（いずれも平成22年12月14日）にアクセスして下さい。

## 「公正な市場の確立に向けて～『市場の番人』としての今後の取組み～」

[証券取引等監視委員会](#)（以下「証券監視委」という）では、平成22年12月13日、佐渡賢一氏が委員長に、福田眞也氏が委員にそれぞれ再任されるとともに、吉田正之氏が新たに委員として任命され、証券監視委の第7期新体制が発足いたしました。

これに伴い、証券監視委としての今後の取組みに関する基本的考え方を取りまとめ、平成23年1月18日、[「公正な市場の確立に向けて～『市場の番人』としての今後の取組み～」](#)を公表しました。

平成23年1月18日  
証券取引等監視委員会

### 公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

#### 1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

#### 2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

##### (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

## (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

## (3) 市場のグローバル化への対応

- ▶クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。
- ▶グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。
- ▶そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

## 3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

### (1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ▶幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ▶クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、外国局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

### (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行なっていきます。

### (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

- ▶正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自立的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用も含め、適切に対応していきます。

### (4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

### (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

### (6) 自主規制機関などとの連携

- ▶全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

## 【お知らせ】

### ○KAN-FULL BLOG の活用について

昨年 11 月に官邸の情報発信の一環として、官邸ブログ KAN-FULL BLOG を開設し、菅総理直筆のコナーや菅総理御出演の動画の配信等、立体的な情報発信を進めているところです。

金融庁におきましても、金融庁ホームページ及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のホームページにバナーを設置しているところです。(以下)



なお、KAN-FULL BLOG の更新情報などを、「KAN-FULL BLOG のお知らせ」として、配信するメール（更新通知メール配信登録）をご希望の方は、以下のURLよりお願いします。

- KAN-FULL BLOG <http://kanfullblog.kantei.go.jp/>
- 読者登録（更新通知メール配信登録） <http://www.mmz.kantei.go.jp/jp/blog/kan/index.html>

### ○「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

#### ○「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

##### いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。  
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

##### どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。  
(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？  
詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。  
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。  
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に  
関らないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、  
金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。  
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に  
関らないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。  
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めし  
ます。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）  
の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
  - ・ その信用力などが保障されているものではありません。
  - ・ 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～16時00分）  
電話（ナビダイヤル）：0570-016811  
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。  
FAX：03-3506-6699

詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

## ○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成21年度には、7,118件と多数の情報をお寄せいただきました。

### <個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
  - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
  - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
  - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
  - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
  - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

### <金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
  - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

### <その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
  - ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報
- ・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909 (情報受付窓口直通)

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：クレジットカードの現金化業者について、一部報道で金融庁が貸金業とみなして無登録業者として取り締まる方向で検討しているというような報道があったのですが、それについての事実確認と、大臣としてのクレジットカードの現金化業者に対する方針を聞かせて頂ければと思います。

A. ご指摘のような決定を経済産業省との間に決定した事実はございません。法の適用はあくまで個別の判断によらざるを得ず、現金化については取引類型や関係者の関与、認識の形態が様々である等から、貸金業を含め一般論としての法律上の成否を現時点で一概に申し上げることはできないと考えております。

ただし、いずれにいたしましても金融庁といたしましては、利用者保護という観点から重大な関心を持っていくということだけは、(貸金業法の)所管の大臣として申し上げておきたいと思っております。

[【平成22年12月21日\(火\) 閣議後記者会見】](#)

Q：文具券とか音楽のギフトカードとか、いわゆる金券の払い戻し期限が相次いできているということで、今後混乱を懸念するような声が上がっているのですが、これは金融庁所管の資金決済法なので、大臣からこれに関する御所見を頂きたいのと、もう1つ、これに関してそもそも法律の存在自体が一般消費者に伝わっていないのではないかと、(公告から)最短60日と言われる払い戻し期限に問題があるのではないかとというような批判の声も上がっているわけなのですが、これについて今後具体的に対策とか対応をとられるご予定とか方針があるのかどうかというのを確認させて頂けますか。

A. いわゆる金券については、資金決済に関する法律において、各発行者が金券の利用を終了した場合に金券の保有者へ額面で払い戻しを行うことが義務づけられております。また、払い戻しを行うときは、当然払い戻しをするという等の事項について、日刊新聞紙による公告または営業所等への掲載を実施しなければならないという義務があります。当庁といたしましては、各発行者が金券の保有者からの相談等に丁寧に対応し、保有者の間に混乱が生ずることのないように、定められた手続に従ってこうした公告等が適切に行われるよう監督するとともに、払戻期日のさらなる周知に努めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、当庁といたしましては、各発行者が金券の保有者からの相談に丁寧に対応し、保有者の間で混乱が生ずることがないように定められた手続に則ってこうした公告等が適切に行われるよう監督するとともに、払い戻しについてはさらなる周知に努めてまいりたいと、今のところはそう思っております。

[【平成22年12月24日\(金\) 閣議後記者会見】](#)

## ○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

## ○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの [「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は [「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

## ○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの [「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。



## 【12月の報道発表】

12月1日	<a href="#">アクセス</a>	金融庁における金融行政体験制度(インターンシップ)の実施について
2日	<a href="#">アクセス</a>	バーゼル銀行監督委員会による「2010年12月バーゼル銀行監督委員会会合の結果」の公表について
3日	<a href="#">アクセス</a>	仏金融市場庁との格付会社に関する書簡の交換について
	<a href="#">アクセス</a>	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について
6日	<a href="#">アクセス</a>	事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について
	<a href="#">アクセス</a>	「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

7日	<a href="#">アクセス</a>	金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（中間案）の公表及び同プラン（中間案）に係る御意見の募集について	
	<a href="#">アクセス</a>	「第2回開示制度ワーキング・グループ」の開催について	
	<a href="#">アクセス</a>	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」第3回ヒアリングの開催について	
8日	<a href="#">アクセス</a>	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」第3回ヒアリング	
	<a href="#">アクセス</a>	「第2回開示制度ワーキング・グループ」の開催について	
9日	<a href="#">アクセス</a>	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について	
10日	<a href="#">アクセス</a>	「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」に関するヒアリングの開催について	
	<a href="#">アクセス</a>	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要	
	<a href="#">アクセス</a>	地域銀行の平成22年9月期決算の概要	
	<a href="#">アクセス</a>	主要行等の平成22年9月期決算の概要	
	<a href="#">アクセス</a>	経営健全化計画の見直しについて	
	<a href="#">アクセス</a>	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について（東京）	
	<a href="#">アクセス</a>	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告	
	<a href="#">アクセス</a>	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」第4回ヒアリングの開催について	
	13日	<a href="#">アクセス</a>	中小企業金融円滑化法の期限の延長等について
	14日	<a href="#">アクセス</a>	「保険検査マニュアル改定（案）」の公表について
16日	<a href="#">アクセス</a>	「第3回開示制度ワーキング・グループ」の開催について	
	<a href="#">アクセス</a>	東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について	
	<a href="#">アクセス</a>	公認会計士の懲戒処分について	
	<a href="#">アクセス</a>	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」第4回ヒアリング	
	<a href="#">アクセス</a>	平成23年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について	
17日	<a href="#">アクセス</a>	常盤 Investments 株式会社に対する行政処分について	
	<a href="#">アクセス</a>	「金融庁・開示制度ワーキング・グループ報告」～ 英文開示の範囲拡大について ～」の公表について	
	<a href="#">アクセス</a>	信用格付業の登録について	
	<a href="#">アクセス</a>	「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」に関するヒアリング	
	<a href="#">アクセス</a>	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドほか3社に対する課徴金納付命令に係る審判手続開始の決定について	
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社インベストマスターに対する行政処分について	
	<a href="#">アクセス</a>	「第3回 開示制度ワーキング・グループ」資料（平成22年12月17日開催）	
	<a href="#">アクセス</a>	バーゼル II に関する追加Q&Aの公表について	
	20日	<a href="#">アクセス</a>	金融安定理事会・バーゼル銀行監督委員会による「自己資本・流動性規制強化の移行期間におけるマクロ経済影響度評価」の最終報告書の公表について
		<a href="#">アクセス</a>	株式会社十六銀行及び株式会社岐阜銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について
<a href="#">アクセス</a>		サンフラワー・インベストメント株式会社に対する行政処分について	

21 日	<a href="#">アクセス</a>	バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	平成 22 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社ゼクスに係る有価証券報告書等の不提出に対する課徴金納付命令の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	社団法人岡山県銀行協会に対する行政処分について
22 日	<a href="#">アクセス</a>	証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について
	<a href="#">アクセス</a>	「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	ライツ信託株式会社に対する行政処分について
	<a href="#">アクセス</a>	「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」について
	<a href="#">アクセス</a>	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	効率的な内部統制報告実務に向けての事例の募集について
24 日	<a href="#">アクセス</a>	「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について」（公開草案）の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	平成 23 年度予算及び機構・定員について
	<a href="#">アクセス</a>	総合的な取引所検討チーム中間整理について
	<a href="#">アクセス</a>	金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（最終版）の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	平成 22 年度金融知識普及功績者表彰について
27 日	<a href="#">アクセス</a>	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について
	<a href="#">アクセス</a>	国際会計基準(I F R S)財団モニタリング・ボード ガバナンス改革ワーキング・グループの作業状況に関するプレスリリースについて
	<a href="#">アクセス</a>	国際コンファレンス「アジアの成長と金融セクターの役割」の開催について
	<a href="#">アクセス</a>	経営健全化計画の履行状況報告について
	<a href="#">アクセス</a>	S B I フューチャーズ株式会社株式に係る株式交換比率算定補助業務従事者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（1）
	<a href="#">アクセス</a>	S B I フューチャーズ株式会社株式に係る株式交換比率算定補助業務従事者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（2）
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社ローソンエンターメディアに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の制定について
	<a href="#">アクセス</a>	本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について
28 日	<a href="#">アクセス</a>	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について
	<a href="#">アクセス</a>	貸金業関係統計資料集の更新について
	<a href="#">アクセス</a>	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果について
	<a href="#">アクセス</a>	「保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」の一部を改正する件（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	マークより公表ページを見ることができます。

## 【12月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは12月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。  
なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの [アクセス数の多いページ](#) (過去の情報等) にアクセスしてください。

- 金融庁が検査実施中の金融機関

[http://www.fsa.go.jp/receipt/k\\_jyouhou/fsa.html](http://www.fsa.go.jp/receipt/k_jyouhou/fsa.html)

- 中小企業等に対する金融円滑化対策について

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu.html>

- 中小企業金融円滑化法の期限の延長等について

<http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20101214-1.html>

- 免許・許可・登録等を受けている業者一覧

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

- 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（中間案）の公表及び同プラン（中間案）に係る御意見の募集について

<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101207-2.html>

- 企業会計審議会

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyuu/top.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html)

- 「保険検査マニュアル改定（案）」の公表について

<http://www.fsa.go.jp/news/22/hoken/20101215-1.html>

- 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について」（公開草案）の公表について

<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20101222-7.html>

- 平成23年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について

<http://www.fsa.go.jp/news/22/singi/20101217-8.html>

- 平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101221-3.html>

以上